

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

天竜美林再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県、天竜市、静岡県周智郡春野町及び静岡県磐田郡龍山村

3 地域再生計画の区域

静岡県天竜市、静岡県周智郡春野町及び静岡県磐田郡龍山村の全域

4 地域再生計画の目標

本地域は、天竜川流域に位置し、日本三大人工美林のひとつである「天竜美林」で知られる古くからの林業地帯で、約9割が森林で占められている。天竜市と隣接する春野町・龍山村とは文化的、経済的なつながりも強く、地域で伐採された木材は地域内の共通の市場に出荷されている。

しかし、近年の林業を取り巻く環境は、材価の低迷に加え、担い手の減少など非常に厳しいものがあり、基幹産業の林業の不振は地域全体の活力を低下させている。

森林は豊かな水や空気を育むために欠かせない資源であり、本年の京都議定書の発効とともに一段とその価値は見直されて来ている。天竜市では平成6年に制定した「森林都市宣言」をまちづくりの理念に据えて、天竜材の需要拡大や「森林」をテーマにした童話の全国公募事業「森林のまち童話大賞」の実施など森林資源を活かした地域づくりを進めており、春野町、龍山村も同様に森林施策に重きを置いている。

また、本地域では自然を活かしたグリーンツーリズムを進め、清流で有名な気多川沿いに自然体験の出来る「オートキャンプ場」を設置したのをはじめ、農林業への理解を深めるため「間伐体験」などの実施により、都市と山村の交流拡大に力を入れている。

3市町村は共に本年7月に新・浜松市に合併することになっており、合併後は新市の80万人の水需要を支える水ガメとして重要なエリアとなる。今後も豊かな森林を活かした地域づくりを下流域の住民と連携しながら進めていく必要がある。

しかし、林業の効率化の基本となる林道が未開設な地域や既設林道においても狭隘で未改良な箇所や落石等で危険な路線が多く、市場への流通コストが高くついたり、円滑な木材搬出が出来ていないのが現状である。

また、天竜市道両島高金線、村道高誉線（龍山村）など県道と交流施設を結ぶ道路が未改良であり交流人口の拡大に結びついていない。天竜市の総合開発計画等では森林の整備や都市と山村の交流に重きを置いており、こうした施策の実施は急務である。

そこで「道整備交付金」を活用し、育林や林道、生活道の整備を積極的に行い、こうした点を解消していくことにより、活力ある地域の再生を目指す。

(目標)

アクセス困難箇所の解消	市町村道	3箇所	0箇所
	林道	8箇所	0箇所
林道未開設地域の解消		5箇所	0箇所
自動車アクセス不能集落の解消		3箇所	0箇所
入り込み客数の増加	889千人/年	950千人/年	

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

豊かな森林を活かした地域づくりを進めていくため「道整備交付金」を活用し、林道黒松線、吉野沢桂線、光明山佐久線（天竜市）林道大久保線（春野町）林道蛇仏線（龍山村）を開設し、森林施業の円滑化による林業の振興を図るほか、林道光南線（天竜市）林道春埜山線、林道大時峯線、林道越木平線（春野町）を改良し、木材の搬出の円滑化を図る。また、市道横川大平線（昭和61年12月23日認定）、市道両島高金線（昭和61年12月23日認定）、村道高誉線（龍山村）を改良し、通行の安全の確保を図るとともに国県道と集落間のアクセス強化による都市住民との交流拡大を図る。

さらに山間点在集落へのアクセス確保のため、村道寺尾1号線、村道戸倉1号線、村道日入沢1号（龍山村）を開設する。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

〔施設の種類の（事業区域）実施主体〕

- ・事業主体 市町村道（静岡県・天竜市・龍山村）
林道（静岡県・天竜市・春野町・龍山村）
- ・施設の種類の 市町村道（天竜市）・市町村道（龍山村）
林道（天竜市・春野町・龍山村）
- ・事業期間 市町村道（平成17年～21年度）
林道（平成17年～21年度）

- ・事業費 市町村道 4億6,900万円（うち交付金 2億3,450万）
林道 9億3,020万円（うち交付金 4億8,918万円）

・整備量	市町村道	1,794m
	林道	7,499m

5 - 3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に本計画の策定主体である当該地方公共団体が必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

(添付資料)

目次

- (1) 地域再生計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面(付1-1)
- (2) 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書(付2)
- (3) 各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面(付3)
- (4) 地域再生計画の全体像を示すイメージ図(付4)